



福岡県医発第1892号(地)

平成16年 1月23日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県
会 長 関



高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(通知)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省より通知がなされた旨、福岡県保健福祉部より別添のとおり連絡がありました。

本件は、高病原性鳥インフルエンザがまれではあるものの、ヒトへの感染例が報告されていること、ヒトへの感染によりウイルス遺伝子の再集合がおこり、新型インフルエンザが発生する可能性があることから、ヒトへの感染防止、ヒトへの感染が発生した場合の迅速な治療等の対策を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会会員等への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽
SARS情報委員会



(地 250)
平成16年1月20日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国内の鶏（ニワトリ）からの高病原性鳥インフルエンザの検出につきましては、平成16年1月13日付（地 242F）をもってお送りいたしました。

高病原性鳥インフルエンザは、まれではあるもののヒトへの感染例が報告されていること、ヒトへの感染によりウイルス遺伝子の再集合がおこり、新型インフルエンザが発生する可能性があることから、ヒトへの感染防止、ヒトへの感染が発生した場合の迅速な治療等の対策が重要であることから、高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛通知がなされました。

本通知は、特にトリへの感染が確認された場合の鶏の処分等に従事する者等について、高病原性鳥インフルエンザ対策に遺漏のなきよう行政に対し求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会等に対し周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、高病原性鳥インフルエンザに感染したトリの処理に従事する者についての感染防御に関するWHOの勧告を、本会国際課が仮訳しましたので、参考までに添付いたしますのでご参照下さるようお願い申し上げます。

健感発第0115001号

平成16年1月15日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(通知)

高病原性鳥インフルエンザについては、昨年の感染症法の改正により四類感染症として追加され、診断を行った医師から直ちに届出が行われることとされているところであるが、平成16年1月12日に国内の養鶏農場における鶏への感染が確認されたところである。また、1月13日にベトナムでのヒトへの感染事例の発生がWHO西太平洋地域事務局(WPRO)から発表されたところである。

同疾病は、まれではあるもののヒトへの感染例が報告されていること、ヒトへの感染によりウイルス遺伝子の再集合がおこり、新型インフルエンザが発生する可能性があることから、ヒトへの感染防止、ヒトへの感染が発生した場合の迅速な治療等の対策が重要である。

貴職におかれては、下記の点に留意しつつ、対策に遺漏のなきよう特段の配慮をお願いする。

なお、高病原性鳥インフルエンザに感染したトリの処理に従事する者についての感染防御に関するWHOの勧告を参考として添付するので参照されたい。

記

1. 公衆衛生部局(保健所)においては、鶏の異常死の増加、高病原性鳥インフルエンザが発生した施設との疫学的関係が判明した等、畜産部局(家畜保健衛生所)が同疾病の発生

が疑われる情報を入手した場合には、速やかに情報提供を受けられるよう畜産部局等と緊密な連携を図ること。

また、公衆衛生部局(保健所)において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる旨の情報を入手した場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、畜産部局等に対しても情報提供を行われたいこと。

- 2．トリへの感染が確認された場合の鶏の処分等に従事する者は、医療用マスク、ゴーグル、使い捨て手袋、防護服、長靴を着用するなど、必要な感染防御を施すよう徹底すること。また、感染したトリと接触した養鶏関係者については、健康状態の確認等を確実に行うこと。
- 3．高病原性鳥インフルエンザに感染したトリと接触した者及び感染が疑われている農場で曝露を受けた者に対しては、その者の体内において高病原性鳥インフルエンザウイルスと他のインフルエンザウイルスの遺伝子の再集合が起きるリスクがあることから、インフルエンザの予防接種を受けるようにされたいこと。なお、接種を行う場合は被接種者に対して接種の目的等を十分説明すること。
- 4．高病原性鳥インフルエンザに感染したトリが発生した農場においてトリの殺処理に従事しウイルスに汚染された可能性のある物質を吸入するなど特別なリスクを持つ者に対しては、WHOの勧告を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を勧奨されたいこと。なお、予防投与に当たっては、添付文書情報をもとに抗インフルエンザウイルス薬の使用の必要性を考慮の上使用するよう併せて指導すること。
- 5．既に配布済みのQ & Aを活用するなどして、住民に対して正確な情報提供に努めること。なお、Q & Aは、新たな知見の集積等を踏まえて、厚生労働省のホームページ上で逐次更新を行うこととしているので留意されたいこと。

WHO interim recommendations for the protection of persons involved in the mass slaughtering of animals potentially infected with Highly Pathogenic Avian Influenza viruses (WHO/WPRO, Manila, 14 January 2004)

1. Cullers and transporters should be appropriately provided with personal protective equipment:
 - Protective clothing, preferably coveralls plus impermeable apron or long cuffed sleeves surgical gowns plus impermeable apron;
 - Disposable examination gloves;
 - Masks: the minimum requirement are well-fitted surgical masks. Where available the use of N95¹ masks is recommended².
 - Goggles.
 - Boots or some protective foot cover that can be disinfected
2. All persons who had been in close contact with the infected animals should wash their hands frequently. Cullers and transporters should disinfect their hands after the operation.
3. Environmental clean up, should be carried out in areas of culling, using the same protective measures as above.
4. All persons exposed to infected chickens or exposed to farms under suspicion should be vaccinated with the current WHO recommended influenza vaccine to avoid simultaneous infection of human influenza and avian influenza, to minimize the possibility of re-assortment of the virus genes.
5. Passive health monitoring of the chicken cullers, truck drivers and their family members should be carried out. Involved individuals should report any relevant health problems (respiratory complaints, flu-like illness or eye infection) to a designated health care facility. Persons with high risk for severe complications of influenza (immunocompromised, over 60 years old, known chronic heart or lung disease) should avoid working with affected chicken flocks.
6. When persons are at specific risk for the inhalation of possibly infected material (cullers and farmers involved in mass culling at commercial farms), prophylaxis with antivirals is recommended.³
7. Serological surveillance of exposed animal workers and veterinarians is encouraged.
8. In liaison with designated laboratories: full blood and post mortem specimens (intestinal contents, anal and oro-nasal swabs, trachea, lung, intestine, spleen, kidney, brain, liver and heart) of animals (including pigs) should be collected for investigation of new viral isolates.

¹ (US NIOSH certified N-95, European CE P2, or comparable. Higher level particulate respirators may also be used*).

*N/R/P 95/99/100 or FFP 2/3 or an equivalent national manufacturing standard (NIOSH (N,R,P 95,99,100) or European CE EN149:2001(FFP 2,3) and EN143:2000 (P2) or comparable national/regional standards applicable to the country of manufacture.

² In the control of the outbreak of avian influenza in the Netherlands in 2003, N95 or equivalent respiratory protection was used.

³ Amantadine and rimantadine: 100 mg, twice a day; Oseltamivir phosphate (Tamiflu®): 75 mg capsule once per person per day, for at least 7 days and maximum up to 6 weeks.

(参考)

It is important that both the animal/agricultural and the human health sector work together to improve the implementation of the above measures.

The above measures can be revised whenever new information on the local situation becomes available.

高病原性鳥インフルエンザに感染した可能性のある動物の殺処理に携わる人員の防御に対する WHO 暫定勧告（WHO/WPRO、マニラ、2004 年 1 月 14 日）

1. 処分と輸送にあたる人員には以下の個人防御具を適切に供与すべきである。
 - ・ 上下つなぎの作業服と不浸透性のエプロン、または、長袖のサージカルガウンと不透過性のエプロンの組み合わせによる防御服
 - ・ 実験用の使い捨て手袋
 - ・ マスク：最低限、ぴったり合ったサージカルマスクが必要である。N95¹マスクが利用可能な場合はそれが推奨される²。
 - ・ ゴーグル
 - ・ 消毒可能な長靴か防御用の靴カバー
2. 感染した動物と密接に接触した人はすべて手を頻繁に洗うべきである。処分・輸送にあたる人は作業後手を消毒すべきである。
3. 殺処分を行う場所の環境清掃は、上記と同一の防御方法によって行うべきである。
4. 感染した鶏や感染が疑われる農場への暴露を受ける人はすべて、ヒトインフルエンザと鳥インフルエンザの同時感染によりウイルス遺伝子の再構成が起こる可能性を最小限にするため、現在の WHO の推奨するインフルエンザワクチンを接種すべきである。
5. 鶏の殺処分量、トラックの運転手、その家族に対する受動的健康状態監視を行うべきである。対象となる人々は、関連性のある健康状態の問題（呼吸器系症状、インフルエンザ様症状、眼の感染）がある際には定められた医療機関に報告すべきである。インフルエンザの重大な合併症に対してリスクの高い人（免疫不全、60 歳以上、慢性心・腎疾患）は、鳥インフルエンザの影響を受けた鶏の群れを扱う仕事を避けるべきである。
6. 感染の可能性のある物質を吸入するリスクが特にある人（農場での殺処理に従事する殺処分量員や農業従事者）に対しては、抗ウイルス薬の予防投与が推奨される³。
7. 動物に暴露された労働者や獣医の血清学的サーベイランスが奨励される。
8. 指定された検査施設と連携して、動物（ブタを含む）の血液と死後の検体すべて（腸内容物、肛門・口腔鼻腔ぬぐい液、気管、肺、腸管、脾、腎、脳、肝、心）を新種ウイルスの分離研究のために収集すべきである。

動物・農業およびヒトに関する健康部局が協同して、上記方策の実施を推し進めることが重要である。

上記の方策は、現地の状況に関する新しい情報を入手し次第、変更される可能性がある。

¹ 米国 NIOSH 認定の N95、ヨーロッパ CE P2、ないしは同等品。より高い粒子捕集効率のレスピレーター（呼吸保護具）も使用してよい*。

*N/R/P 95/99/100、または FFP 2/3、または同等の国内製造基準（NIOSH (N, R, P 95, 99, 100)）あるいはヨーロッパ CE EN 149:2001(FFP 2, 3)、および EN143:2000(P2)、または製造国で適用される同等の国・地域の製造基準を満たすもの。

² 2003 年のオランダにおける高病原性鳥インフルエンザの集団発生の際には、N95 または同等の呼吸保護具が使用された。

³ アマンタジンとリマンタジンの場合：100mg、1 日 2 回。リン酸オセルタミビル（タミフル）：1 日 1 回 75mg カプセル 1 個、少なくとも 7 日間、最長 6 週間まで。